

障害児支援の見直しに関する検討会 要望内容資料

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会

【障害の早期発見・早期対応策について】

- ・ 障害の予防、幼児期から一貫した専門医療とリハビリテーションの確立
- ・ 重度障害児者の自己実現と自立に必要な療育理念の確立と、療育技術の開発・専門職の養成を図られたい。

【就学前の支援策について】

- ・ 児童デイサービス
(例えば、在籍数10人と25人では報酬単価に1.9倍の差がある。この差は経営努力では埋められない。療育者確保の困難さが療育内容の質の低下に直結する)
- ・ 児童デイサービスなどの専門医療の場だけでなく、保育園、幼稚園に在籍する障害児にもPT/OT/STなど専門的な療育に不可欠である。巡回指導など専門家の活用を考慮されたい。

【学齢期・青年期の支援策について】

- ・ 特別支援学校に理学療法士など専門職の配置を図られたい。
- ・ 普通校に多くの障害児が在籍し、障害の多様化・重度重複化が進む中、教員の養成及び増員並びに在籍児童生徒の実態に合わせて医療ケア体制を整備されたい。
- ・ 障害児の自立を目指し、特別支援学校並びに普通校において、障害者自立支援法における就労移行支援に連動する基礎的な訓練に取り組むことができるよう、厚生労働省と文部科学省は連携して取り組まれたい。
- ・ 放課後子どもプランの全校実施を早急に行われたい。
- ・ 障害児の学童保育の受け入れ枠の拡充並びに高学年の受け入れを実施されたい。
- ・ 移動支援事業は地域生活支援事業であり、主に成人を対象とする自治体が多いが、社会自立の目標のための活用や、地域の社会資源の利用を進めるためなど必要不可欠なものであり、学齢期・青年期における利用を進めていただきたい。

【ライフステージを通じた相談支援の方策について】

- ・個別の支援計画を乳幼児期の保健・医療機関から活用し、学齢期、青年期そして成年後に繋げていくこと。
- ・行政窓口だけでなく、いつでも、何でも気楽に話せる場がどのライフステージにも必要であり、相談支援事業が有効に機能するためにも人員確保ができるよう図られたい。

【家族支援の方策について】

- ・「訪問看護サービス」の施設等への派遣拡大及び、軽度の医療ケアの必要な重度障害児の家族支援をするため「看護ヘルパー」の創設を図られたい。
- ・多様化する重度重複障害児（医療ケアが必要とするものを含む）の短期入所の増設及び充実を図られたい。
- ・医療機関への入院時のヘルパー派遣を認めるよう図られたい。
- ・親が障害のあることを受け入れ、愛情を持って育てていけるよう、継続的な療育支援、レスパイトケアの充実、経済的支援、兄弟姉妹への支援を図られたい。

【行政の実施主体について】

- ・障害者自立支援法の諸施策は、市区町村が実施主体であるが、児童の制度が児童相談所管轄で都道府県が実施主体であったりし、どのようなサポートが受けられるのか、どのような手続きが必要なのか分かりにくく利用し難い。

【その他】

- ・親だけが子育ての責任を背負い込むのではなく、社会が親とともに子どもを育てることを一般教育の中でしっかりと学べるようにすること。